

Title	方言と共通語教育の可能性： 平成29年学習指導要領と中学校国語教科書について実践方言学の立場から
Sub Title	The possibilities of dialect education and common language education : from the viewpoint of practical dialect studies in the 2017 courses of study and Japanese language textbooks for junior high school
Author	今村, かほる (Imamura, Kahoru)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2022
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.123, No.1 (2022. 12) ,p.109 (120)- 124 (105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	屋名池誠教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01230001-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

方言と共通語教育の可能性

—平成29年学習指導要領と中学校国語教科書について実践方言学の立場から—

今村かほる

1. はじめに

これまで方言学・国語学の研究の中で方言はことばそのものとしての研究とともに、標準語・共通語との関係において語られてきた。また、国語教育の現場において戦後、学習指導要領やそれを具現化した検定教科書においても、方言は標準語・共通語と対比される形で取り上げられてきた。そこで、昭和22（1947）年の学習指導要領以来、方言と標準語・共通語が国語教科書教材においてどのように位置づけられどのように扱われてきたのかについて概観すると共に、特に平成29（2018）年3月に告示された最新の学習指導要領や教科書教材において示された方言と共通語の位置づけや、教育そのものの方向性の違いについて明らかにする。その上で、今後、国語教育に望まれる「方言の保存と継承」とどう向き合うのかという問題について、「実践方言学」の立場から考える。

2. 小学校・中学校学習指導要領の変遷

2.1 学習指導要領の改訂

学校教育における教育内容を定めた学習指導要領は、昭和22年度（1947）年に「学習指導要領国語科編（試案）」として示された。最新のものは小中ともに平成29（2018）年3月に告示された「小学校学習指導要領」（令和2年4月施行）、「中学校学習指導要領」（令和3年4月施行）である。^{注1} なお、学習指導要領における方言と標準語・共通語に関する記述内容の詳細については、佐藤（2019）に詳しい。

2.2 学習指導要領における方言と共通語（昭和22年から平成元年まで）

学習指導要領は小学校・中学校ともに初期を除き、おおよそ10年に1回程度改定されてきたが、その際、方言と標準語・共通語に関する記述内容は、時代と共に変化がある。（なお、本稿では、記述の内容について考察するため、該当する全ての学年や全部の箇所の全文引用ではなく、代表例の部分のみを抜き出すこととする。簡略に以下に示す。）

昭和22年中学校学習指導要領

全学年	正しい言語感覚をやしない、標準語を身につける。
第1学年	ふだんのことばにおける誤りやなまりを訂正する。

昭和26年中学校学習指導要領

全学年	各種の社会的場面において話をする機会を、学校生活中に与えてやる ことが、特に重大である。そして、どんな地域の生徒たちも中学校を 卒業するまでに、必要に応じて共通語を正しく使えるようにならな ければならない。
-----	--

昭和33年中学校学習指導要領

全学年	話し言葉と書き言葉、共通語と方言などのそれぞれの違いを考えさせる。
-----	-----------------------------------

昭和44年中学校学習指導要領

全学年	共通語については、適切に話すことができるようにすること。
全学年	話しことばと書きことばとの関係、共通語と方言との関係などを理解 させる。

昭和52年中学校学習指導要領

全学年	話し言葉と書き言葉、共通語と方言、音声と文字、表記の仕方など について理解し、また、敬語の使い方を身につけること。
-----	--

平成元年中学校学習指導要領

第2学年	共通語と方言の果たす役割などについて理解すること。
------	---------------------------

平成10年中学校学習指導要領

第2学年 及び 第3学年	共通語と方言の果たす役割などについて理解するとともに、敬語につ いての理解を深め生活の中で適切に使えるようにすること。
--------------------	--

大づかみにまとめれば、標準語を身につけることを目標としていた昭和20年代、方言と共通語の違いを考えるようになった昭和30年代、続く昭和40年代や50年代からは理解すると変化した。平成になって、方言と共通語の果たす役割

についての理解が求められている。しかし、学習指導要領にいう方言と共通語の果たす役割とは何かについて、詳しく記されているわけではないことがわかる。

2.3 国語審議会・文化審議会における方言の扱い

社会における方言と共通語の位置づけについて、「方言の尊重」が示された国語審議会と文化審議会国語部会の議論をみてみよう。第19期国語審議会が平成5年6月にまとめた『現代の国語をめぐる諸問題について（報告）』の「第2 現代の国語をめぐる諸問題 1言葉遣いに関すること」に、以下の記述がみられる。

(4) 方言

現在、共通語は広く一般社会に普及していると認められるが、方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、それぞれの地域に伝わる豊かな表現を生活の中で生かしていくことは、言語文化の活性化にもつながるものである。共通語とともに方言も尊重することが望まれる。

次に、平成7年の第20期『新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）』の「I 言葉遣いに関すること 2 言語環境の重要性」を以下に示す。

(2) 方言の尊重

方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、美しく豊かな言葉の一要素として位置付けることができる。「方言の尊重」とは、国民が全国の方言それぞれの価値を認識し、これらを尊重することにはほかならない。

方言は地域の言語生活を生き生きとさせる豊かな言葉ではあるが、全国的なコミュニケーションの基本は共通語である。従来の教育成果やテレビの普及等によって全国的に共通語が広まっているが、今後も両者が役割を分担しつつ共存していくことが望ましい姿であろう。

「方言の尊重」のための方策としては、例えば、児童生徒が地域に伝わる民話や芸能、あるいは高齢者とのコミュニケーションによって方言に触れること、さらに他の地域の方言についても知識や理解を深めることなどが考えられる。これらは、言語感覚を養い、豊かな心を育てる上でも有益であろう。

学校教育においても従来、地域の現実に即して、共通語と方言との共存を

図りつつ、適切な指導がなされているところであるが、今後も学校、家庭、地域社会等がこのような認識の下に更に方言に親しむための工夫をすることが望ましい。(以下、略)

このように、「方言の尊重」に代表される方言の価値づけや役割については、平成に入って変革期を迎えていることがわかる。さらに、平成16年の文化審議会答申では、「地方の伝統文化や地域社会の豊かな人間関係を担う多様な方言については、地域における人々の共通の生活言語であり、同時にそれぞれの地域の文化の中核でもある」とした。このように地域社会の人間関係、伝統や文化の中に方言を位置づけ、その役割もみとめながら、「方言に親しむための工夫」を求めている。方言が消滅の危機へと向かっているとは明言されないまでも、その継承のためには努力が必要となっているという時代の変化を感じられる。

2.4 平成20年版と29年版の学習指導要領における変化

2.3まででみたように、平成に入ってから方言と共通語に関して、「方言の尊重」に代表されるような価値づけの大きな変化が見て取れた。その後の学習指導要領の記述も変化している。以下に平成20年版と29年版の学習指導要領解説の該当部分を抜粋する形で比較する。

平成20年中学校学習指導要領解説 国語編	平成29年中学校学習指導要領解説 国語編
<p>第1節 第2学年の内容 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 イ 言葉の特徴やきまりに関する事項 (ア) 話し言葉と書き言葉の違い、共通語と方言の果たす役割、敬語の働きなどについて理解すること。 「共通語と方言の果たす役割」については、小学校第5学年及び第6学年の「A 話すこと・聞くこと」(1)の「ウ 共通語と方言との違いを理解し、また、必要</p>	<p>第1節 第2学年の内容 1 [知識及び技能] (3) 我が国の言語文化に関する事項 (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができることができるよう指導する。 ウ 共通語と方言の果たす役割について理解すること。 小学校第5学年及び第6学年の[知識及び技能]の(3)ウの「共通語と方言との違いを理解すること。」を受けて、共通</p>

<p>に応じて共通語で話すこと。」を指導している。</p> <p>これを踏まえ、共通語と方言の果たす役割について理解させるよう指導する。共通語は地域を越えて通じる言葉であり、方言はある地域に限って使用される言葉である。共通語を適切に使うことは、人々が相互の理解を進めるために不可欠な能力である。</p> <p>一方、方言は、生まれ育った地域の風土や文化とともに歴史的・社会的な伝統に裏付けられた言語である。その表現の豊かさを魅力など、方言が担っている役割を十分理解させ、方言を尊重する気持ちをもたせるようにしながら、共通語と方言とを時と場合などに応じて使い分けられるように指導することが大切である。</p>	<p>語と方言のそれぞれが果たす役割について理解することを示している。</p> <p>共通語は地域を越えて通じる言葉であり、方言はある地域に限って使用される言葉である。共通語は適切に使うことで、異なる地域の人々が互いに伝えたいことを理解することができる。一方、方言は、生まれ育った地域の風土や文化とともに歴史的、社会的な伝統に根ざした言葉であり、その価値を見直し、保存・継承に取り組んでいる地域もある。</p> <p>例えば、東日本大震災による被災地域においても、方言を使うことで被災者の心が癒されるなどした事例が報告されるとともに、方言の保存・継承の取組そのものが地域コミュニティの再生に寄与するなど、地域の復興に方言の力を活用する取組も進められている。</p> <p>こうした方言が担っている役割を、その表現の豊かさなど地域による言葉の多様性の面から十分理解し、方言を尊重する気持ちをもちながら、共通語と方言とを時と場合などに応じて適切に使い分けられるようにすることが大切である。</p>
---	--

平成20年の学習指導要領では、それまで「言語事項」の中に位置付けられてきた方言と共通語の学習について、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」へと位置付けが変化したことや、「言葉の特徴やきまりに関する事項」として「話し言葉と書き言葉の違い」、「敬語の働きなど」と並列的に扱われていることが挙げられる。

内容的には「共通語と方言の果たす役割について理解させるよう指導する」という記述に仕方は、大きく変わっていない。

共通語の役割として、「共通語を適切に使うことは、人々が相互の理解を進めるために不可欠な能力である」ことを挙げる一方で、「方言は、生まれ育った地

域の風土や文化とともに歴史的・社会的な伝統に裏付けられた言語である」と説明し、「その表現の豊かさを魅力など」を方言が担っている役割として「十分理解させ、方言を尊重する気持ちをもたせる」ようにしながら、「時と場合などに応じて使い分けられるように指導すること」としている。

現行の学習指導要領は、平成29年3月に告示された。それにおける方言と共通語の位置づけは、第3章各学年の内容第1節第1学年の内容1〔知識及び技能〕(3)我が国の言語文化に関する事項に記述されている。

中学校では、平成20年の学習指導要領からは学ぶ学年に変更があり、第2学年から第1学年に位置付けられた。学習指導要領の解説によれば「ウ 共通語と方言の果たす役割について理解すること。」とあり、平成20年版とは、内容的には大きな変化はない。しかし、それに続けて、

共通語は地域を越えて通じる言葉であり、方言はある地域に限って使用される言葉である。共通語を適切に使うことで、異なる地域の人々が互いの伝えたいことを理解することができる。一方、方言は、生まれ育った地域の風土や文化とともに歴史的、社会的な伝統に根ざした言葉であり、その価値を見直し、保存・継承に取り組んでいる地域もある。

例えば、東日本大震災による被災地域においても、方言を使うことで被災者の心が癒やされるなどした事例が報告されるとともに、方言の保存・継承の取組そのものが地域コミュニティの再生に寄与するなど、地域の復興に方言の力を活用する取組も進められている。

こうした方言が担っている役割を、その表現の豊かさなど地域による言葉の多様性の面から十分理解し、方言を尊重する気持ちをもちながら、共通語と方言とを時と場合などに応じて適切に使い分けられるようにすることが大切である。

のように説明されている。これまでより踏み込んだ方言の役割への言及がなされている。

注目すべきことの1点目は、方言の位置づけである。従来の学習指導要領では「言語事項」として位置付けられてきたが、平成20年版の中学校では「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に位置付けられた。これは従来と同じよう

に、国語教育における基礎的な事項としての位置づけといえる。特に「伝統的な言語文化」に関する事項ではなく、「国語の特質に関する事項」の中に位置づけられていたことからもうかがえよう。しかし、平成29年版では、「知識及び技能」という国語教育の基礎的な事項と同様に位置づけられているが、「我が国の言語文化」に位置づけられることになった。こうした学習指導要領上の位置づけの変化について、兎玉（2020）では、次のように指摘している。

こうした方言の位置づけの変化の背景にあるのは、わが国における方言観の変化と拡張による重心の移動である。つまり、共通語との関係において実際に用いられる話し言葉としての位置付けだった方言が、保存・継承を目的とされるような「我が国の伝統文化としての位置付けへと重心がじわりと動き始めたことを意味する。

つまりは、方言は「地域の風土や文化とともに歴史的、社会的な伝統に根ざした言葉」で、それは「保存や継承」に取り組む「伝統」に根差したいわば「伝統的な言語文化」であり、現実には話し・聞く言葉としての位置づけよりは、後退している感が否めない。

その上で、2点目として「役割」に関する踏み込んだ言及があることである。「東日本大震災による被災地域においても、方言を使うことで被災者の心が癒やされるなどした事例が報告されるとともに、方言の保存・継承の取組そのものが地域コミュニティの再生に寄与するなど、地域の復興に方言の力を活用する」ことに触れ、方言が持つ「役割」について説明している。つまり、方言が果たす役割が変化しつつあることを示している。

これまでの方言研究において、方言そのものの研究やその変化等については、その要因や変化の方向などについて様々、研究されてきており、枚挙に暇がないが、方言の果たす役割とは何かについて、ことさら言及されたことは、あまりなかった。もちろん、言語そのものの果たす役割については、これまでの研究の蓄積がある。しかし、それを単純に「方言」に直せば方言の役割となるかといえばそうではないだろう。言語の習得と方言の習得という観点からも、異なる点が指摘できよう。

このように、学習指導要領において方言と共通語の教育を考える時、平成29

年版は大きな変革を含んでいると考えられる。

3. 中学校教科書教材比較

中学校の旧指導要領とそれに基づく国語教科書における方言と標準語・共通語に関する教材に関する研究には、早野慎吾（2007）、船木礼子（2015）や児玉忠（2020）など優れた研究成果がある。

平成20年度学習指導要領では方言と共通語は第2学年に位置づけられていた。本稿ではそれに基づく平成28年使用開始の教科書記述と、平成29年告示、現行の学習指導要領に戻づく令和3年使用開始の教科書記述を比較する。特に、現行の指導要領解説に盛り込まれた「方言が担っている役割」や「適切に使い分けられるようにすること」に関する記述に注目する。以下、【出版社名教科書番号】「教材名」の順で示す。なお、本文中において出版社名は略称を使用し、東京書籍→東書、教育出版→教出、光村図書→光村のように表記する。

3.1 東京書籍

【東京書籍701】「日本語探検3 方言と共通語 全国のグルメ祭りに行こう」

東書701では、優馬さんと京子さんがコトハさんのワープ装置を使って、香川県で開催されているグルメ祭りに飛び込むという設定で、3人のやり取りで方言と共通語について示す教材である。この教材では「現代では、方言が共通語の言い方に置き換えられるという変化が進んでいる」ことを指摘した上で、「まとめ」に方言について以下の記述がみられる。

その一方で、方言が共通語に入って使われるようになった例もある。

例しんどい → もとは関西の方言

例～じゃん → もとは中部の方言

その他に、「『直す』という言葉は、西日本地域で『修理する』という意味のほかに、方言にしかない『かたづける』という意味を持つこと」や、「それに代わる共通語を見つけにくい」例として、「中国・九州地域の『はぶてる』（膨れっ面をする)」を挙げている。

このように、共通語への置き換えが進む中でも、①方言から共通語への語彙の提供があること、②方言でしか表現できないことがあることについての指摘があることが特徴といえる。しかし、ひとつ前の学習指導要領に基づく平成28年度使用開始の【東京書籍821】「日本語探検1 方言と共通語」には、「生活に根差していて方言でしか表せないと感じられる語」、「それに代わる共通語を見つけにくい」単語があることについて、「こうした語はどの方言にもある」としていたが、令和2年使用開始の東書701では語の紹介のみに止まり、「どの方言にもある」という記述は削除されている。これは、共通語形と形は同じであっても意味が異なる「義訛語」や「気づかれにくい方言」・「気づかない方言」に関する学習に繋がる記述であるため、惜しまれる削除である。

方言と共通語の使い分けについては、以下のようにまとめられている

共通語はよそ行きの言葉、方言はふだん着の言葉といえる。知らない人に対しては共通語を、家族や友達と話すときには方言を、といった使い分けがされることもある。あと、書き言葉でも方言はあまり使われないんだ。

使い分けについて、聞き手が誰であるかのほかに、話し言葉か書き言葉かというスタイルの違いに言及している。平成28年使用開始東書821では、共通語と方言の説明を「よそ行きの言葉」と「ふだん着の言葉」としている部分は同様である。しかし、共通語を使うべき対象としての「知らない人」について、東書821では「よそから来た知らない人」のような限定がみられた。東書701では「よそから来た」の部分が削除され、「知らない人」は「よそから来」るだけではないことに変化している。これは、現代の社会生活は、その地域の人でも方言のみを話すのではないこと、あるいは方言よりの話し方をすることはあっても共通語も話すことが定着するという前提があると解釈できる。つまり、これまでの教科書記述のように、違う土地に行けば方言の違いがわかるとか、違う土地の人に同じないことばが方言であるといったいわばステレオタイプの定義づけでは、方言はおさまりきらないことを示している。

また、平成29年の学習指導要領解説において示された「方言の保存と継承」に関わる記述の変化についてみてみよう。

平成28年使用開始の東書821では、

方言は、その土地に育った人々にとって、自分の気持ちをいちばん素直に表現できる、身近で愛着のある言葉である。方言がなくなってしまうのではないかと心配する人もいるが、生活の言葉としての方言が完全になくなることはないだろう。

とあり、「生活の言葉」としての役割を認め、保存と継承に関する差し迫った危機感を感じられない。一方、令和2年使用開始の東書701では、以下のように記述されている。

(優馬) 方言でしか表せないニュアンスがあるんだね。大切に守らないと。
(コトハ) そう。方言は、地域に根差した言語文化といえる。その価値を見直して、保存・継承に取り組んでいる地域もあるんだ。

これまでの位置づけのほかに、「地域に根差した言語文化」という価値づけと「保存・継承」に関する文言が記述されたところが、特徴である。

3.2 三省堂

【三省堂702】「言葉発見5 方言と共通語」『現代の国語1』

方言と共通語の役割については、方言を「それぞれの地域の人々の間で使われる言葉」であり、「また、方言は、地域独特の言葉だけではありません。」とし、発音・アクセントや文法、表現に触れている。共通語については「方言に対して、どこでも、誰とでも通じる言葉が共通語です。」のように説明している。また、「～っす」、「めっちゃ」を例として挙げ、「もともと東京の言葉ではないものが、共通語として定着しつつあるものもあ」ることを指摘している。

方言と共通語の使い分けについては、方言を使う相手や場面について「家族や親しい友人など身近な相手と話すときや、日常的な場面で気軽な会話をするとき」と説明し、「方言にはその地域特有の語彙や表現が多く、自分の伝えたいこ

とをありのままに表現できる」こと、「共通語では言い換えられない言葉もあることを挙げている。共通語については、「他の地域の人とコミュニケーションをとるとき」、「面接のような改まった場面や、講演会のような公の場所で話すとき、テレビのニュース番組のような不特定多数の人々を相手に話すとき」使うことが一般的だと説明している。

内容的には、前の期の【三省堂829】と大きな違いはみられない。また、方言に対する地域の文化としての扱いや、方言の保存と継承等については言及がない。

3.3 教育出版

【教育出版703】「言葉（解説）3 方言と共通語」『伝え合う言葉 中学国語1』

【教出703】の特徴は、教材が「言葉の小窓3 方言と共通語」として1ページの北海道から沖縄までの6地点の方言^{注2}による「桃太郎」の一部分の方言訳の紹介部分と、「言葉と文法 解説編」として位置付けられた4ページの教材「言葉3 方言と共通語」^{注3}の2部仕立てとなっていることがある。なお、この構成は、平成28年使用開始の【教出830】の時も同様であった。本稿では主に詳しい記述のある「言葉3 方言と共通語」について述べる。

方言については、「地域によって違いがみられる言葉」とし、共通語については「共通語は、昔の江戸周辺の地域でもともと使われていた方言に、近畿地方の方言などの要素が加わってできた言葉だといわれています。」のように説明している。共通語の成り立ちについて、このような記述があることが特徴である。また、方言と共通語の使い分けをすることは、以下のように、「現代の方言の大きな特徴」と位置付けている。

現代の人は、方言と共通語を、相手や場面によって使い分けているのが一般的です。例えば、家族と話すときは方言で、よそから来た人と話すときは共通語で、というぐあいです。

このような使い分けをするのが、現代の方言の大きな特徴といえます。

また、この教材の特徴として、方言についての説明に「社会方言」や「新しい方言」といった方言学の知見を取り入れた記述があることが挙げられる。「新しい方言」については、「方言には、古い言葉が残っていることが多いのですが、中には、近年、生まれた言葉もあります。」として、大学の1年生にあたる近畿方

言の「1回生」や模造紙の呼び方に関する各地方言の紹介をしている。「社会方言」については、「現代では、地理的な要因だけでなく、所属する団体や世代などの社会的な要因によって、ことばが違うことがよくあります。」のように説明している。これらは、極端に言えば、方言は地方に住むお年寄りが使う言葉のようなステレオタイプの枠組みではない位置づけとして示していることがわかる。

3.4 光村図書

【光村図書704】「言葉2 方言と共通語」『国語1』

方言や共通語の役割について、方言について、以下のように説明している。

家族や地域の人との交流の中で自然と身につく言葉である。また、地域の風土や生活に根差した独特の表現も多い。このため、自分の感情や感覚を実感に即した言葉で言い表せる。

これに対し共通語は、「異なる地域の人々が互いに方言で話すと、用件や考えが正確に伝わらないことがある。そのため、日本全国、どの地域の人にも通用する言葉が必要になる。」としている。

その役割や使い分けについては、以下のように述べられている。

言葉を大切にすることは、その背景にある文化や伝統を尊重することにもつながる。日本全国で使える共通語をしっかりと習得するとともに、ふるさとに受け継がれてきた方言を、これからも守っていききたい。

このように、「背景にある文化や伝統を尊重する」という位置づけで、方言を守っていくという方向性にまとめている。

3.5 教科書記述の方向性

これまでみてきたように、4社の教材は方言を「地域」という枠の中で記述することや、共通語を習得することを目指すという点は共通している。その中で方言研究の成果を取り入れ、「社会方言」や「新方言」をなど、限定された地域の言葉という枠組みとは異なる位置づけがなされる教科書もみてとれる。

そして、方言の尊重や方言の保存の継承について、実際に使われる生活語としてよりも伝統や文化を背景とする方向性が確認された。しかし、これまでの教科書記述と大きく変化したところはなく、具体的にどうすることが国語教育の学習

の中で有効なのか、不明である。

4. 実践方言学からみた方言の保存と継承

ここからは、現行の学習指導要領解説に示された「東日本大震災による被災地域においても、方言を使うことで被災者の心が癒されるなどした事例が報告されるとともに、方言の保存・継承の取組そのものが地域コミュニティーの再生に寄与するなど、地域の復興に方言の力を活用する取組」について考える。

筆者は、10年間、文化庁の支援事業により、この取組の青森県を担当してきた。^{注4} 其中で、方言を使って被災者を勇気づけたり、被災地を元気にしたりすることで、地域の方言を保存・継承するために、地域における社会教育・生涯学習と国語教育の両面で、「実践方言学」の枠組みとして以下の活動を行ってきた。

- ①語りの会「南部弁の日 南部弁さみっと i n 八戸」
- ②語り部ネットワーク会議と研修会・ワークショップ
- ③津波体験紙芝居「つなみ」・「つなみふたたび」の上演
- ④国語教育研究授業・教材研究・教材開発
- ⑤被災地方言会話の調査（東北大学の場面別会話を使用した南部弁）
- ⑥被災者・支援者の震災談話の記録、アンケート調査

青森県の特徴は、地域で多くの協力者を得て、「南部弁の日」という語りの会を10年継続して開催していることである。演者が生涯学習としての自己実現を達成しながら、次世代への方言の保存と継承活動のための取組を行い、参加する若年層が方言に興味を持ったり、方言を使う場面に立ち会うことで、高年層は方言矯正・方言撲滅といった方言に対する負の価値観を見直す機会となっている。

語りの会や国語教育において、方言の音声の聞き比べは重要である。昔話には、今はもうなくなってしまった土地にゆかりのある地名や言い伝え、地域が培ってきた価値観や、いわば「地域の当たり前」が凝縮されている。それらを聞くことによって、子どもたちの自然な気付きがある。

わたしは、お話の終わりの言葉が、津軽弁で、「とっちばれ」と言い、南部弁で、「どっとはれ～」というようなちがいがおもしろいと思いました。ふ

だん使わないような言葉や、ふだん使っていそうな言葉があって、この言葉はどんな意味なのかとか考えながら聞くのがどんどん楽しくなってきました。
(津軽地域・5年生の感想)

私がこの授業を受ける前、おばあちゃんが南部弁で話しているのを聞き、「何言ってるんだろう」「分かんないから、方言とかいらないし」と思っていました。でも、受けて、「それぞれの地域のとくちょうだし、「いやだなあ」とかではなく、今度は自分たちが受け継いでいかななくてはだめなのだと思います。
(南部地域・5年生の感想)

つまり方言を聞き比べることによって、東北方言同士なら東北方言としての共通点を聞き取ったり、地域独特のことばや音調の違いを聞き取ったりすることを通して、子どもたちは、①自分のことばへの気付き、②自分の暮らす地域への気付き、③地域社会の一員としての自分への気づきが生まれることが明らかになった。

また、授業を行っている時、子どもたちから次のような質問がよくある。

日本には、いくつの方言があるの？

〇〇弁と方言って同じ？

(気づかれにくい方言を知った後に) どこまでが方言？

なぜ、自分たちは方言を使わなくなっているのか？

これらは、教科書に載っていない内容を含みつつ、現在の方言が置かれている状況についてするどい視点を投げかけている。方言の果たす役割や保存と継承について考える時、こうした子どもたちの興味から発せられた疑問に答えることも必要であり、研究者による国語教育のための関与が必要な点である。

加えて青森県は、県内で方言に関わる語りや紙芝居、演劇、人形劇、川柳など多種多様な活動を行う個人や団体に恵まれている。その方々を組織化し、2015年に青森県語り部ネットワークを立ち上げた。国語教育の授業では、この語り部ネットワークの会員のみなさんが活躍し、授業に協力してくれている。学校の先生ひとりではできない授業づくりを、語り部のみなさんと研究者が支えている。地域と研究者と学校が協力し合いながら進める実践的な方言教育が、これからの国語教育に求められている。

注

- 注1： 昭和26（1951）年に「小学校学習指導要領 国語科編（試案）改訂版」と「中学校・高等学校学習指導要領 国語科編（試案）改訂版」、昭和33「（1958）年に「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」（いずれも昭和33年10月1日施行）、昭和43（1968）「小学校学習指導要領（昭和46年4月施行）」、「昭和44（1969）中学校学習指導要領（昭和47年4月施行）」、昭和52（1977）「小学校学習指導要領（昭和55年4月施行）」昭和52（1977）年「中学校学習指導要領（昭和56年4月施行）」、平成元（1989）年に「小学校学習指導要領（平成4年4月施行）」と「中学校学習指導要領（平成5年4月施行）」、平成10（1998）年「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」（いずれも平成14年4月施行）、平成20（2008）年告示「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」のように示された。
- 注2： 北海道函館市、山形県東田川郡三川町、愛知県名古屋市、京都府京都市、広島県広島市、沖縄県那覇市
- 注3： 佐藤亮一監修（2007）『ポルラディア情報館23 方言』ポプラ社を「図書館でこんな本を見つけたと」と紹介している。「桃太郎」の文字化部分は、「おじいさんは山へ芝刈りに、おばあさんは川へ洗濯にいきました」にあたる部分である。なお、この本には47都道府県の方言音声による「桃太郎」のCDが付属している。
- 注4： 文化庁「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業」および「被災地における方言の活性化支援事業」による「かだるびやかだるべし青森県の方言」の活動による。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

参考文献

- 今村かほる（2004）「学習指導要領と小学校教科書に見る方言と共通語（1）-昭和22年版（試案）から昭和26年改訂版まで-」『弘学大語文VOL.30』弘前学院大学国語国文学会
- 今村かほる（2005）「学習指導要領と小学校教科書に見る方言と共通語（2）-昭和33年版-」『弘学大語文VOL.31』弘前学院大学国語国文学会
- 今村かほる（2015）「第4部 伝えるために方言に触れる場を作る 第7章 語りの会 発信！方言の魅力」大野眞男・小林隆編『方言を伝える 3.11東日本大震災被災地における取り組み』ひつじ書房
- 今村かほる（2020）「第12章方言を活用した市民団体の取り組み」半沢康・新井小枝子編『実践方言学講座第1巻』くろしお出版
- 児玉忠（2020）「第2章小中学校での方言教育の実践と課題」大野眞男・杉本妙子編『実践方言学講座2』くろしお出版
- 佐藤高司（2019）「学習指導要領に見る国語教育における方言の扱いの変容」日本方言研

研究会編『方言の研究5』ひつじ書房

杉本妙子・今村かほる・小島聡子・竹田晃子（2020）「第7章方言継承と昔話の語りの活動」

大野眞男・杉本妙子編『実践方言学講座2』くろしお出版

中村紀久二他（1996）『教科書変遷資料4 教科書検定総覧 小学校・中学校篇続編（昭和45～平成7年度使用）』平成7年度文部省科学研究費補助

永芳弘武・中村紀久二・加藤宗晴共編（1968）『教科書検定総覧小学校篇』小宮山書店

永芳弘武・中村紀久二・加藤宗晴共編（1969）『教科書検定総覧中学校篇』小宮山書店

早野慎吾（2007）「国語科教育における地域言語教育（2）：方言の役割について」『宮崎大学教育文化学部紀要 教育科学』17

船木礼子（2015）「学習指導要領と中学校国語教科書における「方言と共通語」の扱い—教材の内容に注目して—」『神女大國文』第26号

【参考URL】

国立教育政策研究所教育研究情報データベース 学習指導要領

<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>

文部科学省「中学校学習指導要領解説 国語編 平成29年6月」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1387018_2.pdf

国語審議会

第19期国語審議会『現代の国語をめぐる諸問題について（報告）平成4年6月

https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/19/tosin02/01.html

第20期『新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）』平成7年11月

https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/20/index.html

文化審議会『これからの時代に求められる国語力について（文化審議会答申）』平成16年2月

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/kokugoryoku_tosin.pdf